

郡山市東山霊園管理基金条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第6号

郡山市東山霊園管理基金条例等の一部を改正する等の条例

(郡山市東山霊園管理基金条例の一部改正)

第1条 郡山市東山霊園管理基金条例(昭和46年郡山市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 郡山市東山霊園条例(昭和44年郡山市条例第46号。以下「<u>霊園条例</u>」という。)第8条の規定により納入された使用料のうちから一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) <u>霊園条例</u>第9条第4項の規定により納入された永代管理料に相当する額</p> <p>(益金の処理)</p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第5条 <u>基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てる</u> <u>とき、これを処分することができる。</u></p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金として積立てる額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 郡山市東山霊園条例(昭和44年郡山市条例第46号。以下「<u>条例</u>」という。)第8条の規定により納入された使用料のうちから一般会計歳入歳出予算に定める額</p> <p>(2) <u>条例</u>第9条第4項の規定により納入された永代管理料に相当する額</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 <u>市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(益金の処理)</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>霊園の清掃その他墓所の管理に必要な経費に充当するものとする。</u></p>

(郡山市福祉基金条例の一部改正)

第2条 郡山市福祉基金条例(昭和59年郡山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(益金の処理)</p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第5条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てる<u>とき、これを処分することができる。</u></p>	<p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、<u>財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(益金の処理)</p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>社会福祉の事業に要する経費に充てるものとする。</u></p> <p>2 <u>基金から生じた収益の額が、前項の規定により充当した経費の額を超えた場合は、当該超えた金額を一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。</u></p>

(郡山市文化体育振興基金条例の一部改正)

第3条 郡山市文化体育振興基金条例（昭和59年郡山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>郡山市文化<u>スポーツ</u>振興基金条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>文化及びスポーツの振興を図るため、郡山市文化スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(益金の処理)</p>	<p>郡山市文化体育振興基金条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、<u>文化及び体育の振興を図るため、郡山市文化体育振興基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(繰替運用)</p> <p>第4条 市長は、<u>財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(益金の処理)</p>

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

(郡山市高齢化社会対策基金条例の一部改正)

第4条 郡山市高齢化社会対策基金条例(平成元年郡山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(益金の処理)</u></p> <p>第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>この基金に編入するものとする。</u></p> <p><u>(処分)</u></p> <p>第5条 基金は、その設置の目的に沿った事業に要する経費の財源に充てる<u>とき、これを処分することができる。</u></p>	<p><u>(繰替運用)</u></p> <p>第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、<u>確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p><u>(益金の処理)</u></p> <p>第5条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、<u>高齢化社会対策推進事業に要する経費に充てるものとする。</u></p>

(郡山市立小学校特別支援教育設備充実基金条例の廃止)

第5条 郡山市立小学校特別支援教育設備充実基金条例(昭和49年郡山市条例第22号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中郡山市東山霊園管理基金条例第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第5条の規定による廃止前の郡山市立小学校特別支援教育設備充実基金条例の規定により設置されていた基金に属する現金及び有価証券は、郡山市学校施設整備基金条例（平成24年郡山市条例第33号）の規定により設置されている基金に属する現金及び有価証券とみなす。